

「祁建華『速成識字法』」始末

三 好 章

はじめに

識字能力が、知識を自ら獲得する上で不可欠と言ってもよい役割を担っていることは、論を俟たない。中華人民共和国成立後間もない1950年12月、非識字者の境遇を社会的弱者として描いた映画『武訓伝』が公開され、制作者の意図とは別の方向である「『武訓伝』批判」が毛沢東によって起こされて、人民共和国史における政治運動の原型となったことも、中国における識字問題に関心を持つ者にとっては周知のことであろう。

1949年10月、毛沢東が中華人民共和国の成立を天安門の壇上から宣言したころ、「新中国」の指導部は「人民の95%以上が非識字者」「80%以上の非識字者」と言ってはばからなかった。その後、中国でしばしば展開された識字運動においても、この数字は唱えられ続けた⁽¹⁾。確たる、統計的科学的裏付けなしに。もちろん、中国で国勢調査が悉皆で行われるようになるのは1980年代後半以降のことであり、それ以前は識字率も推計でしか存在しない。とはいえ、斯波義信氏は前近代中国の識字率に関して「初等教育や識字があまり普及しなかったというけれども、それは言いすぎで、識字率が清末で男30～40%、女2～10%、平均で全人口の16～28%ともいわれています」と述べ、アメリカのEvelin Sakakida Rawskyによる同様の研究も紹介している⁽²⁾。また、拙稿「現代中国における識字運動とその成果」では、人民共和国初期の識字状況に関して、統計資料集“*Chinese Population Statistics*”を援用して、一般に全国成人男女総合で25%、男

子では40%、女子は5%程度の識字率であったとみなしうると述べた⁽³⁾。上に示した、政治的「非識字率」とは明らかに異なっている。これは、その後に展開された中国共産党による「識字運動」が、本質的に政治運動そのものであったため、成果を誇ろうとすれば、出発点にあった「非識字率」は高ければ高いほどよいわけであり、その分、共産党の功績が大きくみえる、ということであった。そして、1950年代から80年代初期に至るまで、識字運動で提起される目標識字率や非識字者一掃目標期間がほとんど一定であったことは、そうした点をはしなくも露呈していた。

そこで言いたかったことは、識字という基本的能力を各人が習得する、あるいは、国家意思として習得させるために、国民国家が見いだした学校というシステムの有効性と、教育を政治に従属させることの無意味さであった。無意味というより、本稿で示すように、特に後者は百害あって一利なし、なのである。もちろん、筆者は国民国家という近代特有の機構を無前提に認める訳ではない。しかしまた、国民国家イデオロギーを学校という装置を用いて「国民」形成のためにさまざまな理念を外部注入することを否定しない。これは、レーニン主義的外部注入論に通ずるものでもあり、マルクス主義を国是とする中華人民共和国の国家運営者たちにとっては、何ら違和感のない考え方であろう。「読み書きそろばん」という、最も基本的な学力を、大量の人々が身につけることを可能にしたのは、多くの留保がつくであろう事を前提としても、国民国家とそれが生み出した学校という装置の功績であることも疑いない。

本稿では、人民共和国初期の識字運動について、祁建華「速成識字法」がその主要な方法として提唱され、実施に移されたものの習得したはずの識字能力が定着せずに短期間で終息していった今1952年初めから翌53年4月までの時期に限定して、全国的な動向と北京を中心とした地方的な運動の展開を整理し、政治運動として始まった識字教育の限界をあきらかにすることを目的とする。

なお、本稿に入る前に、人民共和国における識字基準について若干言及

しておきたい⁽⁴⁾。1956年3月29日に中共中央と国務院が連名で出した「關於掃除文盲の決定」によれば、識字者と半非識字者とを区分けする規律は、労働者2000字程度、農民1500字程度であり、これが1950年代の識字運動での最終的な数字である。1950年代初期にあっては、1953年に「關於掃盲標準、畢業考試等暫行辦法的通知」において、「識字に関しては当面500字以上でも識字水準に到達しない者を半非識字者、文字を解さずあるいは500字以下の者を非識字者」と規定した⁽⁵⁾にとどまり、本稿で扱う祁建華「速成識字法」の時期にあっては、まだ全国的な基準は存在しなかった。また、識字目標に関しても、農民に対して「關於開展農民業余文化教育的指示」が1950年12月21日に出されたが⁽⁶⁾、そこでは、常用字⁽⁷⁾1000字を3年以内に習得することを農民の識字運動の到達目標として掲げていた。非識字者とされるのは当然ながら学齢以後の人々であり、彼らはさまざまな理由から識字力を習得できなかったのである。祁建華が「速成識字法」を考案し、それが全国的な運動に高揚していった背景には、人民共和國成立をもたらした国民党との内戦を含め、人生の大部分を戦争と革命に混乱の中で過ごしていた人々が大部分を占めるという現実が、20世紀中葉の中国に存在した事実があり、また生まれたばかりの人民共和國は各種産業部門の近代化を進めなければならなかったというさし迫った事情もあったのである。そして、執政党となった中共も、その方法に関してはともあれ、人々の識字率の向上という必要に迫られていた現実もあった。

1. 発端

1951年12月15日、教育部は速成識字法の考案者祁建華を招いて「『速成識字法』座談会」を開催し、祁建華自身が「速成識字法」を紹介した⁽⁸⁾。これが全国に向けて「速成識字法」が喧伝された最初であった。「速成識字法」とは、人民解放軍西南軍区に所属していた祁建華が、業務である兵士への基礎教育学習⁽⁹⁾のなかで生み出したもので、大きく3段階のステップ

を用意していた。まず第1段階で注音字母と拼音を習得して識字の道具とし、続く第2段階では「突撃識字、先求会読、初歩会講」つまりは全力で突撃するように必死に文字を覚え、必要なものから読めるようにし、初歩的に理解できるようにする、そして最後の第3段階で漢語テキストを学習して閲読、書写、音読活動によって覚えた文字をさらに確かなものとするというもので、祁建華の紹介によれば、1951年の西南軍区では1万2675人の幹部、兵士の間でこの方法を試みたところ、一般にわずか15日間で1500字以上がわかるようになり、小学校教科書3冊が読め、短い原稿が書けるようになった、とのことであった⁽¹⁰⁾。この識字活動に参加した将兵のもともとの識字水準は不明であるが、もし本当に非識字者の状態から識字者となれたのであるならば、驚異的な効果であったといえるであろう。中央政府もそう判断したのであろう、翌1952年4月23日、政務院文化教育委員会は、「速成識字法」を考案した祁建華に対して「奨状」を発し⁽¹¹⁾、さらに26日には『人民日報』に「普遍推广速成識字法」と題する社説が掲載された⁽¹²⁾。社説ではまず「速成識字法は人民解放軍西南軍区某部隊文化教員祁建華同志が、1949年以来、部隊での識字教育において、実際の経験に基づき創造した迅速に非識字者を一掃する良い方法である。それは、我が国労農兵大衆の文化教育の発展にとって、きわめて重大な意義と役割とを有している。……『速成識字法』の創造と実験の効果は、疑いなく非識字者一掃という任務の実現を大いに加速し、労農兵大衆の基礎教育⁽¹³⁾の発展を迅速ならしめるであろう。これは、我が国の工業・農業および国防などの建設のいずれに対しても重要な役割を演ずるであろう」と速成識字法を積極的に高く評価している。『人民日報』というメディアの性格から考えれば、しかもこれが社説という形で発表されたことは、速成識字法が中共中央のお墨付きをもらったと見て差し支えないであろう。

上記の『人民日報』社説ではまた「1年来、この識字法は各地の実験で良好な成果をあげ、一般的な状況下では、一人の非識字者にこうした方法で教育すれば、わずか150時間前後で1500～2000字以上がわかるように

なり、さらに100時間ほど学習すれば、識字テキスト4～6冊を読み終え、一般的な書籍を読み、簡単な手紙や文章を書くことができるようになる」として大枠を示し、さらに具体的な例として、人民解放軍山東軍区のある機関砲中隊では3週間、150時間の学習で中隊の非識字者全員が一掃され、重慶のある紡織労働者学習班の中では24人の学習者が22日間184時間の学習で、一人一人が平均454文字しかわからなかった状態から2021文字わかり、簡単な手紙を書いたり一般的な新聞雑誌を読めるようになったということ、また天津のある綿紡織労働者学習班では23日間の学習によって31人の学習者一人あたりのわかる文字数が平均522文字から2108文字に増加した、などの事例を挙げている⁽¹⁴⁾。事実をもってその効果を実証したということであろうか、中共は『人民日報』紙上において「われわれは完璧なる根拠をもって以下のことを確認することができる。全国各地の冬学⁽¹⁵⁾、労農初等学校⁽¹⁶⁾、職工業余学校、農民業余学校では、いずれも広く速成識字法を普及せねばならない⁽¹⁷⁾」と呼びかけたのである。もっとも、同時に「速成識字法教育の普及と同時に、学習成果の強化に注意しなければならない」として、そのためには「主に識字以後の継続的な書物や新聞、一般的な文芸作品の閲読による」ようにと注意を喚起していたが⁽¹⁸⁾、このことは後述するように現実の問題となり、祁建華「速成識字法」そのものが放棄される要因ともなるのである。

2. 展開

『人民日報』が祁建華「速成識字法」を称賛して間もない5月6日、中華全国総工会は「關於工人中推行『速成識字法』的通知」を発表した⁽¹⁹⁾。この総工会の「速成識字法」普及に関する通知は全体で4つの部分からなり、まずすでに指摘したような祁建華「速成識字法」への称賛で始まっている。そこでは4月26日付『人民日報』社説のように、祁建華「速成識字法」を「労働者の中の非識字者を一掃する良好な方法」と称賛し、その理由とし

て、この方法をとることで非識字状態の労働者が識字能力を習得するまでに要する時間が10～15倍も短縮できるからであるというが、その根拠や効果が実際のものであるかどうか言及はない。しかし、「最近、中国紡織工会全国委員会および天津市委員会、紡織工会重慶市委員会、中国鉄路工会杭州分区委員会、中国搬運工会済南市委員会は、労働者大衆に『速成識字法』の経験を広めるため、それぞれ紡織・鉄道・運輸各産業部門の労働者の中に『速成識字法』実験班を組織した。実験の結果は、一般的な状況の下で、非識字労働者に対してこうした教育方法をとったところ、150時間ほどで1500～2000字を解しうようになり、さらに100時間で識字テキスト4～6冊を読み終えることができる⁽²⁰⁾」と、『人民日報』社説と同様の数字が異なった産業部門の識字運動でも出たと主張している。2番目には「速成識字法」の3段階のカリキュラムがしめされるが、これは先の『人民日報』社説と大きく異なるところはない。3番目には、すでに実践された各地での経験により「まず『速成識字法』実施時には何よりも思想動員工作をしっかりと行うことを優先すべきであり、実際の事例を用いて『速成識字法』の長所を説明して学習者の懸念を解きほぐさねばならず、さらに政治的に学習の自覚を向上させ、主体的かつ積極的に学習者の決意を固めさせなければならない。なおかつこうした思想動員工作は、学習の過程にあっても、学習者の思想状況に的確に対応して、絶えず行われなければならない⁽²¹⁾」とするように、識字が本来なら教育あるいは学習活動でありながら、実質的に政治運動として展開される可能性のあることをしめしている。実際、この後の展開は教育普及活動というより政治運動化していくのである。「速成識字法」運動の顛末には、結果論ではあるが、事の当初からその原因があったと言わねばなるまい。もっとも、総工会も習得した識字力の定着に一定の不安を感じていたようであり、学習成績の維持向上を図るため「主要には突撃後に大量の一般的な読み物を読ませる」こと、そうした読み物を大量に供給することをまずあげてはいたが、それ以外には字典の使用、復習の実施、相互の文通、壁新聞制作などを事例としてあげ

るに止まっていた⁽²²⁾。これといって目新しいものではないが、実際に行おうとすれば一般的な読み物の大量供給ひとつをとってもたやすいことではないし、識字能力を獲得したばかりの人々がその能力を維持するには、日常的な学習の組織的実施と自覚の発揚しかない。このため、第4として、総工会では祁建華「速成識字法」を実施する各地の職工業余学校において、5～8月の4か月間を試行期間とし、8月に総括を行うよう提起していた。

さらに、5月15日、教育部は「關於各地開展“速成識字法”的教學實驗工作的通知」を發した⁽²³⁾。通知では、重慶・天津などの労働者と当時は北京市東郊に位置していた高牌店の農民に対する「速成識字法」実施の成果を効果ありと列挙し、「速成識字法」を活用すれば非識字者一掃の大幅な時間短縮になると指摘、各地で直ちに労働大衆の中で「速成識字法」についての宣伝を広く展開し、同時に「速成識字法」の基本的な学習方法とすでに得た経験を真剣に研究、重点地区を選んで教學實驗を進めるよう要求していた。また、各地で当該地域の非識字者一掃の初歩的計画における「速成識字法」の用い方について検討するようにも求めていた。

上記の総工会および教育部の「速成識字法」運動展開を指示する一連の通知発出の背景および「速成識字法」運動展開の實際を、北京市を例に見てみよう。中華人民共和國の首都である北京は、当然識字運動においても重点地区となったと考えられる。また、先に示した5月6日付総工会通知の言う試行期間について、現在筆者の手元にある資料でたどれるのが北京だけという制約がある。こうした理由から北京での「速成識字法」運動展開の推移をひとつの事例として検討することにしたい。

北京市東郊の高牌店では、すでに52年1月10日、中央教育部、共産主義青年團中央および北京市文教局の直接指導下、「速成識字班」が組織され、学習者24人、のべ164時間の業余学習が行われていた⁽²⁴⁾。これは、「実験的」な性格のものと位置づけられ、上記の時間で1638文字を習得し、250字程度の短い手紙を書くことが出来るようになったという。その段取りは、まず16時間で注音字母と拼音を学び、続く48時間で1683文字に「突

撃」し、各学習者は一晩で平均 80 字を習得したという。そしてその後の 100 時間で閲読、書写などの活用を計って習得した文字の定着をはかったというものであった。これが、教育部の 5 月 15 日付の「速成識字法」展開の通知発出の根拠となったのである。さらに、4 月 12 日には北京市文教局が「關於抓緊時期進行冬學轉民校工作及在重點村實驗速成識字法的通知」を發出したが⁽²⁵⁾、そこには 6 万 5000 人が農閑期の学習組織である「冬學」に参加し、春耕の忙しい時期にもかかわらず、「冬學」に参加した 80% 以上が常設の「民校⁽²⁶⁾」で学習を継続していること、それ以外にも重點村⁽²⁷⁾を設定して「速成識字班」を運営し、各地区の文教関連部門が具体的な支援と指導を行っていたことが述べられている⁽²⁸⁾。そして、総工会が上述の通知を發出したのと同じ 5 月 6 日、北京市文教局は北京市各地区で展開されている「速成識字法」実験活動に対して専任教員を適宜派遣すべきであるとの通知を發したが⁽²⁹⁾、そこでは高牌店の「速成識字班」が「大衆教師⁽³⁰⁾」を養成した事例を紹介し、こうした「教えながら訓練する⁽³¹⁾」やりかたが「速成識字法」普及の重要な方法のひとつであり、北京市各地区では各学校の専任教員を適宜選抜して各地区の実験班での教育研究および指導にあたる、同時にかれらに「速成識字法」の業務訓練を行うよう指示を出した。さらに、21 日には、北京市文教局が「北京市職工識字學校實施弁法大綱」を發し⁽³²⁾、20～40 人を一識字班、より小規模なところでは 5～20 人で一識字組を組織し、労働組合の組織系統に応じて 30 の識字班あるいは識字組で識字學校 1 校を編成すること、そこでは識字と初歩的計算能力習得を目的とし、2 年間に 552 時間の授業時数で目標に到達すること、識字教育の教員は大衆から推挙すること、また識字學校の経費は労働組合が負担することとした。それにあわせて、北京市における識字教育に際しては、その対象が職工であろうが一般成人であろうが、いずれに対しても祁建華「速成識字法」を用いることが職工識字學校實施弁法とは別の指示によって求められた⁽³³⁾。

6 月に入り、北京市文教局工農教育處は 3 日、郊区文教科⁽³⁴⁾幹部會議を

開催し、第10区における「速成識字法」教師訓練班の経験を聴取し、各地区の訓練班実施計画を検討した⁽³⁵⁾。詳細は不明であるが、この段階ではまだ「速成識字法」による識字運動はまだ初期段階であり、模索しながら実施している以上、具体的な問題点は露呈するにいたっていなかったと考えられる。

17日、北京市文教局は「關於麦假期間舉辦小学教師“速成識字法”學習会的通知」を出した⁽³⁶⁾。そこでは、小学校教員を「速成識字法」教員とするため、麦の刈り入れ時を利用して、3日間の学習会を開き、郊外地区の小学校教員を各村の実験班の指導に当たらせよとしていた。運動が展開される中、指導者不足の状況が現出してきたがゆえの通知といえるが、それ以前に「速成識字法」の教員は大衆からの推挙によるとしていた教員配置に関する方針の転換でもあり、一定の訓練を受けた教育経験者でなければ、文字の習得に支障を来しかねない状況が生まれ始めていたとも言えるであろう。その後11日には、北京市文教局が各区に成立した職工業余学校や成人夜学⁽³⁷⁾において、政治学習委員会が責任を持って専任教員を組織して政治理論を学ばせなければならない、との通達を行った⁽³⁸⁾。「速成識字法」運動との関連は明記されていないが、その試行的実施のさなかであり、また1950年以來の朝鮮戦争を背景とした反革命肅清、反革命鎮圧運動、さらに高級知識人の改造運動などを下地とする政治過多の状況が「速成識字法」普及にも影響を与えていたと見た方が良いであろう。続く7月12日には同じく北京市文教局より各地区の文教科、文化館および職工業余学校において教員に対して「速成識字法」学習強化活動実施の指示が出され⁽³⁹⁾、ただちに全地区において職工業余学校および成人補習学校教員の短期学習会を組織するよう要請し、学習会終了後は速成識字教学研究室を設置して経常的に活動し、識字教育活動展開の中で相互見学の時間を設けるよう指示を出した。これは、経験交流を活発化させることに加えて、いっそうの効果拡大普及をねらったものであろうが「速成識字法」運動の中でそれを担当しうる教員が不足しているか、ある程度の数がそろっていたにしても、

必ずしも教育能力が充分でない教員が多数いたことをうかがわせる⁽⁴⁰⁾。19日、北京市人民政府は北京市識字運動委員会成立大会を開催し、副市長呉晗を主任委員、中共北京市委宣伝部副部長廖沫沙、文教局局長翁独健を副主任委員に任命するなど、関連各部門から14人を選出して委員会を組織し、「北京市識字運動委員会組織条例（草案）」を制定した⁽⁴¹⁾。そこに示された識字運動展開のための組織系統には共産党、共産主義青年団、工会、農会、婦女連合会など政治団体、大衆団体の責任者が人民政府の手で召集されることが規定され、市を頂点に区、村の三級指導体制を構築することとされていた⁽⁴²⁾。ここでは「速成識字法」を普及させるとの文言は示されていないが、現実にはそれ以外の方法が推薦されているわけではなく、採用されるものは「速成識字法」以外には考えられない。

ところが7月26日には、北京市総工会と北京市文教局が、職員労働者の学習時間に関して問題が発生したとして連名で通知を发出した⁽⁴³⁾。そこには、生産競争の活動を展開した結果、職員労働者の経常的な学習活動の時間確保が困難になったり、時には学習活動を停止したりする工場が出現したとの実態の指摘があった。総工会と文教局は職員労働者の学習時間確保を要請しているが、これは生産活動と職員労働者の業余活動との現実的な折り合いがつけられていない実態への危機感、すなわち識字運動展開の一般的な困難さとともに、成人対象の教育活動が政治性を帯びた状況下でなければ展開しにくい現実を、人民共和国内立直後の1950年代初期という時期にあって、すではしなくも露呈したと言えるのではないだろうか。

8月9日、北京市識字運動委員会が全市文教幹部大会⁽⁴⁴⁾を開催し、北京市識字運動委員会主呉晗副市長が3年以内でも非識字者一掃を提起し、同時に「北京市開展識字運動逐步掃除文盲的初歩計画」を策定した。ここで3年という数字が示されたことは興味深い。先に指摘したように、生産活動との関わりで学習時間が制約される現実だけでなく、祁建華「速成識字法」がその運用に際して必ずしも所期の効果をあげていないことが前提となっているのではないだろうか。呉晗は、その講話の中で関連各部門がす

ぐにでも行動を開始し、非識字者一掃計画を策定し、準備活動を十全に行うよう提起し、各方面の知識分子の識字運動に動員すべきであるが、その際非識字者一掃が祖国がかれらに与えた光栄ある任務であることを認識させるべきこと、そして識字運動が首都建設の中心的活動のひとつであり、そのための学習時間の確保を訴えている。これは、前月の総工会および文教局の危機意識と共通する問題意識を持ちながら、さらに現実的な対応を試みる姿があったといえよう。言い換えれば、呉晗の発言は祁建華「速成識字法」の普及拡大という政治動員の手法に対する醒めた対応であり、政治運動と切り離れた識字教育の重要性を足を地につけて認識した知識人の反応であった。

3. 終息

1953年9月4日、北京市総工会は「北京市開展職工識字運動逐步掃除文盲的初步計画（草案）」を制定し⁽⁴⁵⁾、同年10月から翌54年4月までの1年半の間に19万人に上る非識字・半非識字者に2000字程度を習得させ、一般的な読み物が読めるようにする事を目標に定めた。そのためには、各企業や地域に識字運動委員会あるいは弁公室を設置し、150～200時間の速成識字教育を行うとしていた。すでに指摘した5月6日付の総工会による「速成識字法」推進通知における、4か月間の試行期間がすんだばかりの時期であり、その総括も公式に公表されていない時期のことであり、勇み足の感が強い。

9月6日、中華全国総工会は「速成識字法」実施4か月間の総括を発表し、さらに「速成識字法」を普及するようにとの指示を発した⁽⁴⁶⁾。総括のトーンは、一部にむやみに数字を追求して、非識字者一掃に期限を設けたため、準備不足、力量不足に陥った事があったなどと指摘しながらも、東北・上海・北京・天津・重慶・山東・山西・察哈爾・石家荘の不完全な統計によるとして、現在までに工人実験班4368組、学習参加の労働者は25

万 8000 人余り、さらに東北・北京・天津・山西・察哈爾では 150～200 時間の学習ですでに 1 万 5439 人が 1500～2000 字を習得し、一般的な読み物を読めるようになったなどと、全般的にはきわめて肯定的であった。それゆえ、「速成識字法」をさらに普及せよ、との結論に到達したのである。しかし、この通知の中に興味深い指摘が存在する。それは、上にあげた単純な数値目標のみの追求以外に、現有の専任教員の非常に多くが「未だ改造を受けていない旧知識分子」であり、「古い人が新しいことをやる⁽⁴⁷⁾」ために単純に技術的な観点から大衆工作を拒絶したり、自らの失業を心配するなど、「速成識字法」普及に悪影響を及ぼす状況が発生していること、さらに本質的な問題として、一度識字能力を習得したはずの者が非識字を「再犯」する現象が現れている、すなわち識字能力が定着せず、一過性のものにすぎなかった事への懸念が示されているのである。実際、上にあげた数字からは、文面に表れるような「速成識字法」が非識字者一掃の万能薬であるかのような姿は伝わってこない。教員の資質に問題ありとするのは、運動の主体が政治性をもって事を進めようとしているからであり、祁建華「速成識字法」が労働者や農民にとって有意義という階級的立場からすれば、きちんと識字力の定着をねらった地道な学習よりも、一足飛びに数をこなす方が好まれようが、文字の何たるかについての知識のかけら以上のものを持っていた「未だ改造を受けていない旧知識分子」の眼からすれば、基礎を無視したやり方に映ったのではないだろうか。

9 月 23 日から 27 日の 5 日間にわたり、北京において教育部と全国総工会在が全国掃除文盲工作座談会を共催した⁽⁴⁸⁾。会議では教育部副部長銭俊瑞が非識字者一掃運動の方針について報告を行ない、会議では「非識字者一掃運動の展開が、緊急かつ重大な政治的任務であり、各級指導機関はこれまでの革命運動同様の精神によって運動を指導しなければならないほどの、偉大な歴史的意義を持って運動である」と呼びかけ、計画を立案して今後 5～10 年で基本的に全国の非識字者を一掃すべきであると確認した。これだけであれば、全国総工会による、4 か月間の運動総括とさほど変わ

るところはない。しかし、この会議において次の諸点が指摘されている。それは、「速成識字法」を推進した一部の地域で、識字をいかに早く普及するかだけが求められ、一番留意しなければならないはずの学力の定着⁽⁴⁹⁾がおろそかにされた結果「学力不足⁽⁵⁰⁾」・「元の木阿彌⁽⁵¹⁾」といった現象が現れたり、浮き足だって事に当るなどの好ましくない状況⁽⁵²⁾が発生している、というものであった。会議は、全国総工会文教科長劉子久が総括報告を行い「大々的に、穩歩前進、点から面へ、期限を設けて完成させる」ことを提起して閉幕した。この会議は、総工会による「速成識字法」普及運動総括が出た直後に、手放しの評価とは調子の異なる総括を行い、「速成識字法」の持つ問題点を示唆した点で重要である。すなわち、「速成識字法」普及の中で、それが本来はらんでいた問題点が確実に認識され始めたのである。要するに、むりやり詰め込んでも学力は身に付かないのに、それを識字教育という大人相手の場に持ち込んだことが最大の問題であった。識字教育の対象はやがて45歳あるいは40歳以下に限定される⁽⁵³⁾。それは、学習効果の面から見れば当然の帰結であろう。なぜ、一般的に6、7歳から10代前半の子供たちを対象に初等中等教育が行われるのかを考えれば、すぐに納得がゆく。その年頃であっても詰め込みだけの教育では、各方面での能力の習得をかえって阻害することが多いのであり、それが学習経験を持たない成人に対して行われれば、結果は推して知るべしであろう。

もっとも、「速成識字法」によって習得した識字能力の維持定着のために、一定の努力も払われていた。北京市教育局では9月24日、半年程度の識字教育によって2000字以上の識字能力を確実に習得したと試験によって確認された者に対して「識字証書」を発行することとした⁽⁵⁴⁾。これは、市教育局が一括して発行するもので、識字学習の単位となっている各単位の識字運動委員会が発給するとされ、業余学校の印が押されていた。識字証書受領者は、それに加えて初等数学⁽⁵⁵⁾を学べば業余初級中学修了証書が授与された。さらなる学習意欲をかき立てたり、学習成果を公的に証明することは初学者にとって、有効な手段のひとつではあろう。この「識

字証書」発行の前提となっている識字教育の時間がおよそ半年となっている点は、総工会などが提示している「速成識字法」の学習時間をはるかに上回っており、現実に一定の識字能力を獲得するのに、150～200時間の「突撃学習」では不可能なことを、到達度を証明してさらなる学習を喚起しようとする制度上からも説明していると言えるであろう。

11月21日、中央教育部はこの年の冬学について「速成識字法」によることを通知⁽⁵⁶⁾したが、その中でも「速成の後、習得した能力の定着活動を引き続き進めなければならない。さもないと大量の『元の木阿弥⁽⁵⁷⁾』となり、非識字者一掃の目的は達成できない」こと、「速成識字教育の推進には、教授者の訓練と教材の十分な準備など必要な準備活動を十全にせねばならぬ」ことを指摘していた。これもすでに9月段階で出された総工会の総括にも見えていた内容であり、「速成識字法」による識字教育の限界が各方面での実施によってあきらかになってきたと言えるのではないだろうか⁽⁵⁸⁾。

1953年1月13日から24日にかけて、政務院文教委員会は北京で大行政区文教委員会主任会議を開催した⁽⁵⁹⁾。会議では、文教委員会副主任習仲勳が開会および閉会時に講話を行うなど、人民共和國指導部の関心の高さを示していた。会議は、教育問題全般に関する問題を扱い、なかでも人民共和國成立後3年間の教育活動について総括を行うことを目的としていた。そのなかで、識字教育に関しても同様であるが、教育活動全般にわたって計画性のなさ、単純な数量志向の結果、質への配慮が見られないこと、教育行政に具体的な指導が欠けていたこと、とりわけ綿密な視学活動⁽⁶⁰⁾が不十分で調査や研究、統計も未整備であることなどが問題点として指摘されている。識字教育に関しては「1952年秋以降一部に冒進が見られたが、その原因は識字教育を単純にみなし過ぎた点⁽⁶¹⁾にあった」「引き続き冒進のやり方を是正し続け、『積極的な準備、重点的な実行⁽⁶²⁾』の方針を貫徹しなければならない。文教活動従事者にあつては、引き続き思想改造運動を展開しなければならない」と指摘し、祁建華「速成識字法」の機械的かつ「突撃」的な学習方法が批判されている。当然そこには、一旦習得したは

ずと思った識字能力が結局は上滑りで、地に着いた学力ではなかった事への認識がある。総じて、1953年初めに開催された大行政区文教委员会主任会議は、人民共和国成立後の教育活動の中で、さまざまな政治運動がすでに展開されていたとはいえ、比較的冷静に行われた会議であり、これ以後の諸会議の決議などと比べても、そこでだされた総括や提起された方針も、理性的で理解しやすいものであった。

ところが、同年2月23日から3月5日にかけて北京で開催された第1回全国掃除文盲工作会議では、「速成識字法」が52年から全国各地で展開されたことで識字運動は一定の成果を挙げた、と再び一定の評価を示した⁽⁶³⁾。しかしながら「速成識字法」の効果を総じて過大評価し、一部では非識字者一掃の対象についてその計画や範囲を広げすぎたため「冒進」の傾向が現れた所もあったと指摘し、「冒進」の解消には非識字者一掃活動を正規の軌道に乗せ、正常に活動を展開することなどを指摘した。また会議では、「速成識字」教育のための方法論、非識字者一掃に対する過度の要求、また性急に過ぎる点などに関して検討したうえで、「速成識字法」実施に際しては各地方の特徴に応じて、軍隊での実施経験を機械的に適用することなく弾力的に柔軟に活用されれば、なお一層良好な効果が挙げられるであろう、との認識を示して閉幕した。「速成識字法」について、習得したはずの識字能力定着には問題点が多々あることはすでに確認されながら、その学習方法が表面的には簡便であることから、この段階ではまだ識字運動の重要な武器と考えられていたのである。

4月3日、中央掃盲工作委員会は「掃盲工作的情況和問題」と題する報告を政務院文教委員会に提出、1952年に実施された「速成識字法」による識字運動の中に是正すべき「冒進」・「盲進」があったこと、それを1953年に是正したことを認めた⁽⁶⁴⁾。これを受けて、『人民日報』は4月9日、「掃除文盲工作必須整頓」と題する社説を発表し、識字運動での「冒進」を戒めた⁽⁶⁵⁾。ともかく、1952年に「速成識字法」が全国規模で推進されて以来、識字運動に参加する学習者が急増し、1953年には識字運動に参加した労働

者農民総数 2000 万人弱のうち、700 万人以上が「速成識字法」での識字教育を受けた⁽⁶⁶⁾ という。中国史上初の組織的全国的識字運動の展開として記憶さるべきであろう。

これ以後、祁建華「速成識字法」はしばしば名称は出るものの、1952 年から 53 年にかけてのように華々しく取り上げられることはなくなった。1956 年 2 月、中国文字改革委員会が「漢字拼音方案」を公表し、2 年後の 1958 年 2 月に正式に公布した。これ以降は、拼音が漢語の発音標記の基本となり、民国時代から用いられてきた注音字母は、台湾地区を除いてほとんどその役割を終えた。そして、すでに 1956 年 1 月 28 日に出されていた「漢字簡化方案」とともに、拼音による発音学習と簡体字による文字学習に、識字教育の方法論は取って代わられることになった。注音字母を基礎にした祁建華「速成識字法」は、その歴史的使命を終えた。加えて、獲得した識字能力の定着には絶え間なき反復学習と日常的な応用が必要であり、「突撃」方式で文字を覚えさせることに力点があった「速成識字法」では、その要請に応えることは不可能であった。

58 年 12 月 13 日、教育部は山東・河北両省の拼音による識字教育の試行実践を全国に紹介し、「文盲」・「半文盲」でも十数時間もあれば拼音を身につけることができ、識字率向上の迅速化に有為である、と通知した⁽⁶⁷⁾。新たな、識字運動「冒進」の開始でもあった。時代は、反右派闘争から大躍進という政治過多の状況にふたたび入りつつあった。

小結

ほんの一時期ではあったものの、中国全土を席捲した祁建華「促成識字法」とは一体何だったのだろうか。学んだ文字をすぐに忘れてしまった多くの人々にとって、自らの名前を自分の手で、漢字で書けた喜びは何物にも代え難かったはずである。学習の機会奪われてきてた人々にそれを与え得た限りにおいて、「促成識字法」は有意義であったと言えよう。だが、成

人を相手にする社会教育は、学習者がそれに主体的に取り組み、かつ学習者自身が一定の学習能力を持つ場合においてのみ、効果をあげる可能性を持つ。政治運動と連関して、あるいはそこまで露骨に展開しなくても、政治運動の季節に識字教育を推進すれば、識字教材に政治宣伝の文書やスローガンが入り込むことは容易に想像され、学習者の主体的な興味との乖離は甚だしくなり、従って学習効果はもちろん習得したはずの識字能力の定着など望むべくもない。中華人民共和国成立以来、識字率は確実に向上し、現在では90%を越えている。しかしこれは、度重なる政治運動と陰に陽に連動して展開された識字運動の成果ではない。一定の年齢以上の非識字者が天に召され、初等教育機関すなわち小学校教員の日常的な努力がはられた成果である。学齢期の基礎教育が充実したものでなければ、基礎学力が身につくことはなく、また学齢期を過ぎてからの基礎学力習得には多大の努力が必要である。したがって、学校教育が普及しなければ、その社会の識字率は向上しない。それはまた、児童労働や早婚が一般的である社会での識字率が低いことから逆証が可能であろう。

本稿では、人民共和国成立直後の、社会主義が人々にまだ夢と希望を与えていた時期における識字運動で採られた一方法論の初歩的な検討であった。そこでは、政治運動と連関する識字運動の限界が見て取れたのではないだろうか。現在の中国において、識字運動が声高に叫ばれることはもはやあるまい。問題となっているのは、効率的な人材育成と教育格差の解消である。それは、中国がすでに政治過多の時代を通り過ぎたことを意味している。

附記

本稿は、愛知大学個人研究助成(C-114)の成果の一部である。記して感謝したい。

- (1) 人民共和国における識字運動に関しては拙稿「現代中国の識字運動とその成果」参照（早瀬保子編『中国の人口変動』研究双書 No. 414, アジア経済研究所, 1992年, 所収 203～231頁）。人民共和国において, 幾度となく呼びかけられ展開されてきた「識字運動」は, 本稿で扱った祁建華「速成識字法」を含め, 例外なく政治運動と連動して行われた。
- (2) 橋本萬太郎編『民族の世界史 5 漢民族と中国社会』山川出版社, 1983年, 466頁。
- (3) 前掲拙稿「現代中国の識字運動とその成果」, 204頁。方法論としては, 1980年代以前の識字統計が1982年の全数調査と1987年の抽出調査しかなかったため, Hayase, Yasuko; Kawamata Seiko ed. “Chinese Population Statistics”, Tokyo, Institute of Developing Economics, 1990, 192～193頁にある1982年時点で60歳以上の者の中の識字率から逆算した。しかしながら, 識字基準は本文中でも指摘したようにかなり高く, そのハードルを越えなくとも現実に生活はできた。
- (4) 人民共和国における識字基準の具体的な変遷に関しては, 前掲拙稿「現代中国の識字運動とその成果」210～214頁, 参照。
- (5) 前掲『中国教育年鑑』578頁。
- (6) 中国大百科全書出版社『中国教育年鑑』編集部編『中国教育年鑑 1949～1981』中国大百科全書出版社, 1984年, 578頁。
- (7) 正式には「常用漢字」であり, 教育部が1952年に公布することになるが, ここでは一般的に用いられている平易な文字, と考えてよい。
- (8) 中央教育科学研究所編『中華人民共和國教育大事記 1949～1982』教育科学出版社, 1983年, 52頁。
- (9) 原文「学習文化」。
- (10) 前掲『教育大事記』52頁。
- (11) 同前書, 57頁。
- (12) 「普遍推広速成識字法」(『人民日報』1952年4月26日)。なお, この社論には, 人民共和国成立初期の識字活動について, 日中戦争最末期の1945年4月に中共7全大会で毛沢東が報告した『論連合政府』にある「従百分之八十の人口中掃除文盲, 是建立新中国的必要条件」という言葉を冒頭に掲げ, 次いで1950年8月に毛沢東が出した「中央人民政府人民革命軍事委員会關於在軍隊中實施文化教育的指示」から「職務と並行しあるいは職務から離れての基礎教育は, 一律に速成的でなければならず, 現実と結びつかねばならない

が、また正規の教育方針でもある」として、业余教育における要素として重視していたことを指摘している。また、中央人民政府が1950年6月に「關於開展職工業余教育的指示」を公布したことをあげて、祁建華の速成識字法がこうした一連の識字教育指示の流れの上にあることを確認している。なお、現行版『毛沢東選集 第三卷』所収の「論連合政府」では、「從百分之八十の人口中掃除文盲，是新中国的必要条件」となっており（竹内実編『毛沢東集 9』第2版，蒼蒼社，1983年，254頁），日本語訳では「全人口の八〇パーセントを占める文盲を一掃することは，新中国の重要な仕事である」（外文出版社，1968年，364頁）と意識されている。ここで重要なことは、その数字の根拠が全く示されていないこともあるが、それ以上に毛沢東は「論連合政府」で「百分之八十」という比率を農民に関して言及する場合に用いられることが多く、この場合も農村人口≒非識字者という考えがあったように思われてならない。

- (13) 原文「文化教育」。愛知大学中日大辞典編纂所編『中日大辞典増訂第二版』（大修館書店，1988年）には、「文化」という華語について「初等教育程度の教養，基礎的知識：特に言葉について」と定義し、「学文化」に「基礎知識を学ぶ」という和訳をあてている。本稿では、これに従う。
- (14) 前掲「普遍推廣速成識字法」。なお山東軍区の事例中の具体的な人数は不明。
- (15) 原文のまま。農閑期，特に冬季の成人学習組織。
- (16) 原文「工農速成初等学校」。人民共和国では，特に1950年代において，それまで教育を受ける機会を得られないできた成人層に対して業務のかたわら教育を施し，それを「業余学校」と称し，正規の学校と同格として，上級学校への進学を制度的に可能としたが，実際の進学者は存在しなかった（拙稿「中等教育の現状と課題—『素質教育』の展開」（小島麗逸・鄭新培編著『中国教育の発展と矛盾』お茶の水書房，2002年）111～112頁参照）。この点は，筆者も含め従来は「業余学校」あるいは「工農速成学校」卒業後には一般の全日制中等教育機関卒業者と同様の高等教育機関に進学できるものと理解されてきたし、『辞海 教育・心理分冊』（上海辞書出版社 1980年，4頁）など，中国側の説明もそうであった。ところが，1995年に出版された『中国教育地図集』，上海科学技術出版社では，両者が全く別の系統として示され（同書15頁），各学校卒業生の進路においても，一般の高等教育機関に進学した者は一人もいない（同書21頁）。すなわち，人民共和国では，文革の一時期

をのぞいては、学校体系の単線化は志向されたことすらなく、一貫して複線型学校体系がとられていたのである。なお、同書は、中国で発行された最初の体系的な教育関係のカラフルなヴィジュアル資料であり、統計の出所、算出方法なども明記され、各資料に関して英文のアブストラクトも付けられている。

- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 中華全国総工会「關於工人中推行『速成識字法』的通知」, 1952年5月6日 (多賀秋五郎著『近代中国教育史資料 人民中国編』日本学術振興会, 昭和51年, 456頁)。
- (20) 同前。
- (21) 同前。
- (22) 同前。
- (23) 前掲『中国教育大事記』58頁。
- (24) 欧陽璋主編『成人教育大事記 1949-1986』北京出版社, 1987年, 46～47頁。
- (25) 同前書, 47頁。
- (26) 「民校」は、「民衆学校」くらいの意味であろうが、当時の学校体系に、たとえ業余教育分野であっても、「民校」という学校組織は存在しない。非正規の業余学校、と理解するが、定訳がないので「民校」のままとする。
- (27) いくつかのモデル村を設定したのであろうが、具体的な村落名は不明。
- (28) 同前書47頁。
- (29) 同前書47～48頁。通知の具体的な名称は不明。
- (30) 原文「群衆教師」。
- (31) 原文「辺教辺訓練」。
- (32) 同前書48頁。
- (33) 同前書48頁。
- (34) 「文教・科学」の略と思われる。
- (35) 同前書48頁。
- (36) 同前書49頁。
- (37) 原文「成人夜校」。
- (38) 同前書49頁。通知名は未詳。
- (39) 同前書49～50頁。

- (40) 教員不足は識字教育に止まらず、成立直後の人民共和国においては、特に初等中等教育部門においては深刻であった。本稿で扱っている祁建華「速成識字法」が提唱されていたのと同じ頃、教育部は「關於大量短期培養初等及中等教育師資的決定」を出し（1952年7月16日、前掲『中国教育大事記』61頁）、今後5～10年内に大量の教員需要が発生するため、各地の師範学校に修業年限1年以内で、都市の失業知識分子や家庭の知識婦女を対象にした短期訓練班を設置運営せよと指示を出している。また、全国総工会が4か月間の総括を出した後の9月18日、北京市教育局は市内の小中学校に識字運動を支援するため、設備面での支援を行うよう指示を出しているが（前掲『成人教育大事記』51～52頁）、これは識字教育の教員だけでなく、場所や教材も不足していたことを意味している。
- (41) 前掲『成人教育大事記』同前書50頁。
- (42) 「市一区一村」近郊農村地区の指導体制であり、工場労働者および都市住民に対しては「市一廠一城区派出所」という仕組みが想定されていた。「廠」は、中国社会の基層単位として長年維持されてきた「単位」としての工場であり、「速成識字法」運動もそうした「単位」を基礎に展開されていったことが理解される。
- (43) 同前書50頁。
- (44) 同前書50～51頁。ここでの呉晗の呼びかけは、前掲拙稿「現代中国の識字運動とその成果」でもしばしば指摘したように、幾度となく繰り返される非識字者一掃運動の目標期間と同様であり、その意味でも興味深い数字であるが、この段階で3年という数字を出すことは、本文でも指摘したように、祁建華「速成識字法」を運用しても、現実には迅速な問題解決にはいたらないことに呉晗が気付いていたのかもしれない。
- (45) 前掲『成人教育大事記』51頁。
- (46) 中華全国総工会「關於在工人群衆中推行速成識字法開展掃除文盲運動的指示」（前掲『近代中国教育史資料』466～467頁）。
- (47) 原文「旧人辦新事」。
- (48) 前掲『中国教育大事記』65頁。
- (49) 原文「鞏固」。
- (50) 原文「夾生」、生煮え、の意。
- (51) 原文「回生」、蘇る、の意。転じて、元に戻る。
- (52) 原文「急過躁、草率從事等偏差」。

- (53) 前掲拙稿「現代中国の識字運動とその成果」216頁。
- (54) 北京市教育局「頒發識字証書暫行辦法」(1952年9月24日)(前掲『成人教育大事記』52頁)。
- (55) 原文「算術課」。
- (56) 中央教育部「關於一九五二年冬學運動的通知」(1952年11月21日)(前掲『近代中国教育史資料』479～480頁)。もとは、『人民教育』1953年1月号に掲載。なお、この指示は全国向けであり、北京市人民政府は同じく11月21日に同内容の指示を出している(前掲『成人教育大事記』55頁)。このことから、同じ日付になるかどうかはともかく、同一の指示を当該地域に対して発したものと考えられる。
- (57) 原文「回生」。
- (58) このあとも、例えば北京市識字運動委員会弁公室が出した通知には、識字運動展開に際して、大いに意気込むことだけでなく安定的な学習の継続を主張する(前掲『成人教育大事記』54頁)など、「突撃」のクールダウンをはかる調子での指示が目立つようになる。
- (59) 前掲『中国教育大事記』72～73頁、前掲『中国教育年鑑』577頁、前掲『成人教育大事記』57～58頁。
- (60) 原文「深入検査」。
- (61) 原文「看得太簡單」。
- (62) 原文「積極準備，重点推行」。
- (63) 前掲『中国教育大事記』74頁、前掲『中国教育年鑑』577頁。会議には各大大行政区代表51人が参加し、掃除文盲工作委员会主任楚因南、同副主任林漢達が報告を、政務院文教委員会副主任馬叙倫が講話を行った。
- (64) 前掲『中国教育年鑑』577頁。
- (65) 前掲『教育大事記』74頁。
- (66) 前掲『中国教育年鑑』577～578頁。
- (67) 前掲『教育大事記』236頁。

Anti-illiteracy in the Early Days of the People's Republic of China

MIYOSHI Akira

Summary

In the early 1950's, People's Republic of China (P.R.C) had many problems. One important problem was the illiterate population. The Chinese Communist Party (C.C.P) and Mao Zedong said that 90% of the entire population of China were illiterate. However, it was political statistics. Why did they say so? Because they wanted to show off the fruits of their anti-illiteracy campaign. This article will deal with the problem of China's anti-illiteracy campaign in the early 1950's.

From May to August in 1952, an anti-illiteracy learning method had spread very rapidly all over China. That was an instant anti-illiteracy learning method devised by PLA soldier named JI Jian-hua (祁建華). He said that only 150 to 200 hours' lessons were enough to acquire the ability of literacy. However, there was not any result that Ji Jianhua predicted. The first reason was that that method was not an educational one, it was a political one. The second reason was that the time when that campaign started China was involved in the Korean war, and in the anti-counterrevolution campaign. That was the first season of politics.

In modern China, political overabundance was an ordinary state of affairs. Under these ordinary circumstances, the anti-illiteracy campaign plays the role of social education. But, there was no such chance in the early 1950s' PRC.

Now, illiteracy of the PRC is 3-5%. This low rate is a result of the efforts of teachers in the primary schools, not the anti-illiteracy campaign.

